議　　第　　１８８　　号

令和 ８ 年 ６ 月 ５ 日提出

熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部改正について

熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例

（熊本市老人福祉センター条例の一部改正）

第１条　熊本市老人福祉センター条例（昭和４８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第２項に見出しとして「（熊本市老人福祉センター条例及び熊本市東部地区老人福祉センター条例の廃止）」を付し、附則に次の見出し及び２項を加える。

（指定管理者の指定の手続の特例）

３　第１１条第２項の規定にかかわらず、熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例（令和８年条例第　　号）の施行の日から令和９年３月３１日までの間において、センター（熊本市西里老人福祉センターを除く。）の指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。

４　前項の規定による指定の期間は、１年を超えることができない。

（熊本市在宅福祉センター条例の一部改正）

第２条　熊本市在宅福祉センター条例（平成４年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び２項を加える。

（指定管理者の指定の手続の特例）

２　第１２条第２項の規定にかかわらず、熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例（令和８年条例第　　号）の施行の日から令和９年３月３１日までの間において、熊本市東部在宅福祉センターの指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。

３　前項の規定による指定の期間は、１年を超えることができない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

老人福祉センター及び在宅福祉センターに係る指定管理者の指定の手続の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。